

仕事・ビジネス

下記①～⑤の問合せ先
 ①～③=産業振興係/9階 ☎(3228)8729 FAX(3228)5656
 ④⑤=産業振興センター(中野2-13-14) ☎(3380)6946 FAX(3380)6949

① 毎週開催「日本政策金融公庫の融資相談会」

内容 日本政策金融公庫の担当者による融資相談
 ☆新型コロナウイルス対策の融資も相談できます。緊急に資金が必要な飲食・喫茶・旅館業の方もご利用を
対象 区内事業者、区内での創業を予定している方
日時 毎週月曜日、午前10時～11時 ☆先着2人。1人当たりの相談時間は30分
会場 産業振興センター
申込み 直前の平日正午までに電話または☑sangyo.kanko@city.tokyo-nakano.lg.jpで、産業振興係へ。☑氏名、電話番号

② 「産業交流展」特別出展者(出展料無料)を募集



東京都等が主催する国内最大級の中小企業の展示会「産業交流展」。今年は、11月4日(水)～6日(金)に青海展示棟(江東区青海1-2-33他)で開催されます。
 この展示会に特別出展する場合、区から出展経費などの支援が受けられます。
対象 ICT・コンテンツまたはライフサポートビジネスに関連する区内中小企業者等(屋号を持つ個人を含む)
応募期間 4月20日～5月29日
 ☆審査の上、先着30者。応募要件などについて詳しくは、区HPをご覧ください。産業振興係へ問い合わせを。

③ ビジネスフェア出展補助金制度のご利用を



事業拡大、売上増加を目的に、ビジネスフェアで自社製品やサービスなどをPRする区内中小企業者へ出展料の一部を助成します。
 今年度から対象範囲が拡大し、見本市も対象となりました。ぜひご利用を。詳しくは、区HPをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業のみなさんへ 利子補給による負担軽減を行います

対象となる融資制度は、「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」と「中野区産業経済融資(制度融資)」です。いずれも、利子を全額補給します。
 ☆対象や融資限度額、申し込み方法などについて詳しくは、区HPをご覧ください

産業振興係/9階
 ☎(3228)5518 FAX(3228)5656



☑こちらからアクセスできます

④ 産業振興センターの講座(2件)

次のいずれも
対象 区内在住・在勤の方、区内での創業を希望する方
時間 午後6時30分～8時30分
会場 産業振興センター
申込み 4月21日から産業振興センターHPで申し込むか、電話、ファクスまたは直接、同センターへ。各先着20人。
 ☑氏名とふりがな、☑電話番号、☑メールアドレス
 ①「今求められているのは、元気の力」～元気だから働くのではない、働くから元気!～
日程 5月14日(木)

②「女性が働きやすい職場づくり」～職場づくりのステップとエッセンスを知る～
日程 5月21日(木)

⑤ 経営や創業に関する相談

経営相談・創業相談
 平日午後1時～5時に、創業や経営全般に関する相談ができます(予約制で随時受け付け)。「会社を設立したい」「売り上げを伸ばしたい」など、気軽に相談を。
対象 区内中小企業の経営者、区内での創業を予定している方
申込み 電話または直接、産業振興センターへ
どこでも出張相談
 経営全般に関して相談できます。希望の日時(土・日曜日、祝日を含む)、場所(区内に限る)に、中小企業診断士が出向きます。創業後のフォローアップ診断にもおすすめです。
対象 区内中小企業の経営者
申込み 電話か、区役所9階16番窓口、産業振興センターで配布する申込用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは直接、同センターへ

教育委員会を開催します

教育委員会係/5階
 ☎(3228)8857 FAX(3228)5679

教育委員会は、地域の实情に合った教育行政を行う、独立して政治的中立を確保した行政委員会です。

現在、中野区では、教育長と4人の委員が活動しています。
 教育委員会は、原則として毎週金曜日に定例会を開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休会など日程が変わる場合があります。



5月の教育委員会定例会

①8日 ②15日 ③22日 ④29日
 いずれも金曜日、午前10時から
 区役所5階教育委員会室
 ☆日程は、変わることがあります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴をお控えください

公開の審議については、後日、区HPで会議録を公開します。
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。



☑中野区教育委員会HP

就労・求人支援サイト

「ぐっJOBなかの」をご利用ください

正社員・パート・内職など、さまざまな求人情報を無料で閲覧できる、中野区提供のホームページです。
 仕事探しに役立つ就職面接会やセミナーの情報などもあるので、ぜひ活用を。
 スマートフォン専用サイトも開設しています。いつでもどこでも、求人情報を検索できます。
 ☆事業者からの求人情報も随時受け付け

産業振興係/9階
 ☎(3228)8729 FAX(3228)5656



☑スマートフォン専用サイトへはこちらからアクセスできます

令和2年度の国民健康保険料率等が決まりました

資格賦課係/2階
 ☎(3228)5511 FAX(3228)5655

令和2年度の国民健康保険料は、次のとおり算定し、6月に各世帯へ決定通知を郵送します。
 支払いは、6月～来年3月の計10回です。

保険料算定の仕組み

国民健康保険料には①基礎分②支援分③介護分(40歳～64歳の方)の3区分があり、それぞれの「均等割額」「所得割額」を算出します。これらの合計額が世帯の年間保険料です。

39歳以下の方、65歳～74歳の方=①②の合計額
 40歳～64歳の方=①②③の合計額

令和2年度国民健康保険料(年額)の算定式

	均等割額 ☆加入者全員に一律に掛かります	所得割額 ☆加入者の前年中の所得に応じて掛かります	1世帯 最高限度額
①基礎分	37,500円/1人	旧ただし書き所得(※)×7.45%	63万円
②支援分	11,700円/1人	旧ただし書き所得(※)×2.29%	19万円
③介護分	15,900円/1人	旧ただし書き所得(※)×1.86%	17万円

※旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除33万円

☆保険料は、前年中の所得を基に算定しています。収入が無い方や収入が少なく確定申告不要の方も、保険料算定のため、住民税の申告を。住民税の申告についての問い合わせは、区民税課係☎(3228)8913へ